貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年4月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20230403	ナカヤマ運輸 有限会社(法 人番号6070002011339)代表 者:坂本 勝	群馬県高崎市上室田町3 331	本社	群馬県高崎市中里見町46 8-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月14日、監査を実施。 1件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
20230410	株式会社 友和物流(法人番号5040001030475)代表者:伊藤 正	千葉県浦安市港65	港第二	千葉県浦安市港65	文書警告	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月20日、監査を 実施。 1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督の記録義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20230418	有限会社 フジ商会(法人番 号9011702009740)代表者:佐 藤 迪久		本社	東京都江戸川区南小岩3-13-12	輸送施設の使用停止(270 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月27日及び同年8月3日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事後届出違反(質物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事後出出違反(質物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	27	27
20230418	鹿島シティフレイト 株式会社 (法人番号9050001020926)代 表者:長谷川 傑	茨城県神栖市柳川4123	本社	茨城県神栖市柳川4121-4	輸送施設の使用停止(220 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年5月27日及 び同年6月27日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	22	22
20230418	安田運輸 株式会社(法人番号5030001054145)代表者:安田 隆章		本社	埼玉県草加市原町3-19 -3-204	輸送施設の使用停止(165 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条の3	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年6月22日及び同年7月7日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19年8年3月以、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	17	17

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年4月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20230425	株式会社 フライアップ(法人 番号9030001101777)代表者: 山田 ひろみ	埼玉県春日部市上蛭田6 30-1関根マンション10 6	本社	埼玉県春日部市水角899-6	輸送施設の使用停止(170 日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月22日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記錄計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性的受験議論違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第3、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	17	17
20230425	中西 勝昭	東京都墨田区東向島3-23-1	本社	3-1	日車)	安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月4日、監査を実施。8件の違反が認められた。()疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する首指整計を受後表別第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9
20230425	青幸積運 有限会社(法人番 号4030002051191)代表者:足 達 吉則		座間	神奈川県座間市ひばりが丘 4-25-16	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業法第 24条の4	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年4月26日及び同年5月13日、監査を実施。/件の違反が認められた。()点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項,(2)運転者に対する指導監督遠反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結第9条第1項)、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	20	9
20230425	山一産業運輸 株式会社(法 人番号4070001020268)代表 者:坂本 一男	群馬県邑楽郡大泉町大字 坂田3-11-6	本社	群馬県邑楽郡大泉町大字 坂田3-11-6	輸送施設の使用停止(70 日事)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月12日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	7	7

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年4月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
	株式会社 新和物流(法人番号2070001001724)代表者:久保 明夫		本社	群馬県前橋市鼻毛石町20 1-23	輸送施設の使用停止(40 日車)	安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月19日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
	有限会社 小林英建材(法人番号4090002008327)代表者: 小林 和英	山梨県笛吹市御坂町下黒 駒308-1		山梨県笛吹市御坂町下黒 駒308-1	輸送施設の使用停止(30 日車)		法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月2日、監査を実施。 4件の違反 が認められた。()疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6 項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1 項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	3	3
	株式会社 アオキ商事(法人 番号9030001037278)代表者: 麦島 博昭	埼玉県草加市青柳6-7 -11	本社	埼玉県草加市青柳6-7- 11	輸送施設の使用停止(30 日車)	安全規則第3条第6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年8月18日、 監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第6項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
	東群太田トラック 株式会社 (法人番号8070001019752)代 表者:齋藤 勇	群馬県邑楽郡千代田町新福寺275-4	小泉	群馬県邑楽郡千代田町字 新福寺275-4	輸送施設の使用停止(20 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月20日及び同年9月21日、監査を 実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の違守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)卓呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)